

# 神戸市防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日危機管理監決定

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域団体が、防犯活動の一環として防犯カメラを設置する際に要する経費の一部を神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に基づき、補助することについて必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等(不特定多数の人が通行する私道等を含む。)を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録機能を有する一体の機器をいう。
- (2) 地域団体とは、自治会、まちづくり協議会などの団体で、以下に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
  - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
  - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
  - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
  - エ 規約や代表者を決めていること。

## (応募申請及び補助対象団体の選定)

第 3 条 補助を受けようとする地域団体は、補助事業応募書に必要な事項を記入し、別に定める募集期間に提出するものとする。

2 市長は、前項に定める応募申請について、書類による補助対象の選定を行うとともに、補助採否等を決定し、応募申請のあった地域団体に通知する。

## (交付申請団体)

第 4 条 補助金の交付申請ができる団体は、第 2 条に定める地域団体であり、次条に定める補助対象事業を行う団体とする。

## (補助対象事業)

第 5 条 補助対象事業は、防犯カメラの新設に関する事業であって、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 公道等を撮影するものであること。(道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所の画像を撮影するものであること。)
- (2) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものではないこと。

- (3) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (4) 兵庫県又は神戸市の他の制度で対応が可能と判断されるものでないこと。ただし、兵庫県防犯カメラ設置補助事業との併用を除く。
- (5) 防犯カメラを設置する地域の合意が応募時に形成されていること。
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得られ、又は事業開始までにその見込みがあること。
- (7) 以下の項目を含む管理運用規定が応募時に定められていること。
  - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
  - イ 撮影していることの明示
  - ウ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
  - エ 記録した映像の利用・提供の制限
  - オ 苦情処理対応
  - カ その他防犯カメラの運用に関すること
- (8) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (9) 補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みがあること。

#### **（補助対象経費）**

第6条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業に係る経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

#### **（補助金額）**

第7条 市長は、地域団体による防犯カメラの当該年度内の新設に関する経費について、1箇所あたり補助の対象経費のうち、8万円を上限に、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 防犯カメラの設置に際して、防犯カメラを取り付ける適当な場所がなく、やむを得ず自立柱を設置して取り付ける場合は、前項に規定する補助額に加え、1箇所あたり3万円を定額として予算の範囲内で補助金を交付することができる。

#### **（補助金の交付申請）**

第8条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、次に掲げる書類を指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### **（補助金の交付決定）**

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、地域団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、地域団体に通知するものとする。

### (補助事業の変更等)

第10条 前条の通知を受けた地域団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けるときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けるときは、補助事業廃止承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書(様式第6号)又は補助事業廃止承認通知書(様式第7号)により、地域団体に通知するものとする。

### (実績報告書の提出)

第11条 地域団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を市長に報告するときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、市長まで、提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) その他市長が必要と認める書類

### (交付額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに地域団体に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第13条 地域団体は、補助金の交付を受けるときは、補助金請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を地域団体に支払うものとする。

3 市長は、補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付決定額の全部又は一部について、概算払をすることができる。

### (交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、当該地域団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

### (帳簿の備付け)

第15条 地域団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

**(使用継続の義務)**

第16条 地域団体は、補助金の交付の日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40大蔵省令15号）に定める処分制限期間内は、補助対象となった防犯カメラの使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

2 地域団体は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。ただし、前項のただし書きに該当する場合は、この限りではない。

**(補則)**

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助対象外経費
<p>(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費</p> <p>(2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費</p> <p>(3) 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費</p>	<p>(1) 既存の設備の撤去に要する経費</p> <p>(2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費</p> <p>(3) 防犯カメラシステムを維持管理（賃貸に要する経費を含む）することに要する経費</p>